

放置違反金公示納付命令書

- 1 納付命令を受ける者
下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者
- 2 納付命令の内容
放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付
- 3 納付命令の理由
弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実
上記のとおり道路交通法第51条の4第4項及び同条第10項の規定により命令します。
なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の4第11項の規定に基づき、この命令によって放置違反金を納付したものとみなされます。

令和 08 年 10 月 22 日

静岡県公安委員会



弁明通知書番号
49-104-260921-312494
49-107-260922-317299
49-107-260922-319602
49-114-260920-318871
49-114-260922-317831
49-114-260922-318867
49-124-260921-316597
49-127-260922-037003
49-127-260922-319103

弁明通知書番号
49-105-260920-312579
49-107-260922-317383
49-108-260922-310540
49-114-260922-015893
49-114-260922-318863
49-115-260922-314641
49-127-260922-037001
49-127-260922-319102